

講習会等参加費決定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」という。）が主催または共催する講習会、研修会、セミナー、学会等（以下、「講習会等」という。）の参加費について、その決定に関する基本的な考え方、算定基準、及び手続きを定めることにより、公平性、透明性を確保し、もって本会の事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会が主催する全ての講習会等に適用する。

2 本会が他の団体と共催する講習会等については、共催団体との協議の上、この規程の趣旨に沿って参加費を決定するものとする。

(参加費決定の原則)

第3条 講習会等の参加費は、次の各号に掲げる原則に基づき決定するものとする。

(1) 受益者負担の原則：講習会等の参加によって利益を受ける者が、その開催に必要な経費の一部または全部を負担する。

(2) 実費弁償の原則：参加費は、年会費収入を考慮しつつ、講習会等の開催に要する実費（会場費、資料印刷費、講師謝金、通信費、事務費等）を基礎として算定する。講習会等単体での収支均衡または利益確保を必須とするものではない。

(3) 公平性の原則：会員種別等に応じた合理的な範囲内での区分を設けることができる。

(4) 事業継続性の原則：本会の安定的な事業運営のため、講習会等全体を通じて必要に応じて適切な運営費を確保することを考慮する。ただし、剰余金の分配は行わない。

(5) 年会費との関係：本会の運営は会員からの年会費を主な原資の一つとしていることを踏まえ、特に県内会員の参加費については、その貢献を考慮し、無料または廉価な設定を基本とする。

(参加費の算定基準)

第4条 参加費は、原則として次の各号に掲げる経費を考慮して算定する。

- (1) 会場借料及び設備使用料
- (2) 資料印刷費及び教材費
- (3) 講師及びアシスタント等への謝金及び旅費交通費
- (4) 通信運搬費

- (5) 事務局人件費及び運営諸経費（間接費）
- (6) その他、当該講習会等の開催に直接必要と認められる経費

（参加費の区分）

第5条 参加費は、原則として次の区分及び基本料金範囲に基づき設定する。各区分の具体的な金額は、前条に基づき算定した総経費及び想定参加者数を考慮する。複数日にわたる講習会等の場合は、開催日数を基本料金範囲に乗じることができる。

- (1) 群馬県理学療法士協会会員（県内会員）：本会の正会員向けの基本価格を設定し、無料から 3,000 円を基本料金範囲とする。
- (2) 県外日本理学療法士協会会員（県外会員）：群馬県外に所属する日本理学療法士協会会員を対象とし、1,000 円から 5,000 円を基本料金範囲とする。県内会員の参加費よりも高く設定しなければならない。
- (3) 他職種：理学療法士以外の医療・保健・福祉関連職種等を対象とし、1,000 円から 5,000 円を基本料金範囲とする。県内会員の参加費よりも高く設定しなければならない。
- (4) 日本理学療法士協会非会員（非会員）：理学療法士資格を有するが日本理学療法士協会に所属しない者等を対象とし、3,000 円以上を基本料金範囲とする。県外会員及び他職種の参加費よりも高く設定しなければならない。
- (5) 学生：理学療法士養成校の学生等を対象とし、無料から 3,000 円を基本料金範囲とする。
- (6) 賛助会員：本会の賛助会員向けの価格を設定するか、別途特典を設けることができる。
- (7) 名誉会員：定款細則Ⅱ-3 に準じ、原則として参加費を徴収しない。
- (8) その他、理事会が必要と認める区分（早期割引、複数回参加割引等）

（参加費の決定プロセス）

第6条 各講習会等の担当理事は、第4条及び第5条に基づき参加費案を作成する。参加費の決定及び承認は、次の各号に定めるところによる。

(1) 次年度事業計画及び収支予算に含める講習会等
担当理事は、第5条の規程（区分、基本料金範囲、価格設定の階層ルール）に基づき、次年度に開催予定の講習会等の参加費を決定する。決定された参加費は、次年度事業計画書及び収支予算書に反映させ、定款第37条に基づき理事会の承認を得るものとする。なお、第5条の規程を満たさない参加費を設定する場合は、事業計画書及び収支予算書の審議において、その理由を明記し理事会の承認を得なければならない。

(2) 事業計画に含まれない講習会等の新規開催
事業計画に含まれない講習会等を新たに開催する場合は、担当理事が第5条の規程に基づ

き参加費を決定した後、当該講習会等の開催と決定した参加費について理事会の承認を得なければならない。この場合において、第5条の規程を満たさない参加費を設定しようとするときも同様に、その理由を明記し理事会の承認を得なければならない。

(3) 決定または承認後の参加費の変更

一度決定または承認された参加費を変更する場合は、次の通りとする。

ア 変更額が当初設定額から1,000円以内の場合は、担当理事の権限において変更することができる。変更した場合は、速やかに理事会に報告するものとする。

イ 変更額が当初設定額から1,000円を超える場合は、その理由を明記し、理事会の承認を得なければならない。

(参加費の減免)

第7条 理事会は、特に必要があると認める場合（経済的困窮者への配慮、運営ボランティアへの謝意等）、参加費の減免措置を講じることができる。

(参加費の公開)

第8条 決定された参加費は、講習会等の案内時に、ウェブサイトやその他の広報媒体を通じて明確に告知するものとする。

(参加費の支払い方法)

第9条 講習会等の参加費の支払い方法は、第5条に定める参加費の区分及び開催形式に応じ、次の各号に定めるところによる。

(1) 県内会員及び県外会員

ア 対面開催の場合：日本理学療法士協会の決済システムによる事前支払い、又は講習会等当日の会場における現金での支払い。

イ オンライン開催の場合：日本理学療法士協会の決済システムによる事前支払い。

(2) 非会員、他職種、学生及び賛助会員

ア 対面開催の場合：講習会等当日の会場における現金での支払い。

イ オンライン開催の場合：本会が指定する銀行口座への振り込みによる事前支払い。なお、振り込み手数料は参加者の負担とする。

2 担当理事は、講習会等の特性を鑑み、前項に定める支払い方法を変更する必要があると認める場合は、理事会の承認を得て、支払い方法を追加、または制限することができる。

(キャンセル及び返金)

第10条 参加申し込み後のキャンセル及び参加費の返金に関する取り扱いは、各講習会等の募集要項等で別途定めるものとする。

(規程の見直し)

第 11 条 この規程は、社会情勢の変化、本会の事業運営状況等を勘案し、理事会が必要と認めた場合に見直しを行うものとする。

(委任)

第 12 条 この規程の実施に関して必要な細則は、理事会の決議を経て別に定めることができる。

附則

1. この規程は、令和 8 年 1 月 26 日から施行する。